



目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（川越比企地域振興センター東松山事務所）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（利根地域振興センター）
- 朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 農用地利用配分計画の縦覧（農業ビジネス支援課）
- 県営土地改良事業山田地区（区画整理事業）計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 深谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 寄居都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 所沢都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 草加都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 深谷都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 川口都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川口都市計画駐車場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川口都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 放置駐車違反管理システムコンビニ収納対応改修及びデータ抽出業務委託に関する契約の相手方等の公示（会計課）
- 県道両神小鹿野線の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県道両神小鹿野線の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 県道上里鬼石線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 県道上里鬼石線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 高速液体クロマトグラフ質量分析計の調達その 2 に関する落札者等の公示（水道管理課）

平成 28 年(2016 年)12 月 2 日

- 埼玉県立循環器・呼吸器病センター新館の心電図検査システムの調達に関する入札公告
(経営管理課)

雑報

- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示 (病虫害防除所)

告 示

埼玉県告示第千五百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所に置いて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みらい

三 代表者の氏名

河野 富次

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡吉見町大字田甲千八百十五番地

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、不登校や引きこもりの子どもたち、子育て中の親および高齢者に対し、地域で心豊かに自立した生活を営んでいくことができるように支援する事業を行い、青少年の健全な育成と地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、不登校や引きこもりの子どもたち、子育て中の親および高齢者に対し、地域で心豊かに自立した生活を営んでいくことができるように支援する事業を行い、青少年の健全な育成と地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

また、この法人は、がん患者や家族等と連携して新たな罹患者を支援する体制づくりを行い、地域住民に対し、早期発見、早期治療を促す啓発事業を推進するとともに、健康増進と免疫力を高める食生活の改善事業および治療後の社会生活を高めるための支援事業を行い、地域の保健福祉に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県 N P O 情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

N P O 法人狭山市民後見センターみのり

三 代表者の氏名

小倉 昭子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市入間川千二百四十七番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、知的・発達障害者等の預金通帳等の預かり、収入支出の管理、施設や病院等との契約、日常生活用品以外の購入の契約、また、身上の監護等を通して知的・発達障害者等の保護者の役割を果たすとともに、彼等が人として健康で楽しい生活が送れることのできるよう支援し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年十一月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人なごみ
- 三 代表者の氏名
早川 輝子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県羽生市中央二丁目五番地十六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害を持つ人が地域で自立して生活していける社会の実現を図るため、障害を持つ人々の自立支援や障害を持つ人々のくらしやすいまちづくりに関する政策提言活動などに関する事業をおこない、持って社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百四十二号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千五百四十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在 地	面積（平方メートル）
伊東 英臣	埼玉県行田市大字 谷郷二千五百七番地	埼玉県行田市大字 谷郷字竹町千八百四十四番一ほか七筆	六、九二六
内田 一夫	埼玉県行田市大字 和田五百三十二番地	埼玉県行田市大字 和田字奈良町八百三十四番一	七五六
大谷 重雄	埼玉県行田市谷郷三丁目十二番十二号	埼玉県行田市大字 上池守字天神町六十七番ほか二筆	八、二九六
加藤 弘	埼玉県行田市大字 和田五百二十八番地三	埼玉県行田市大字 和田字水口六百九十九番一ほか七筆	七、七九六
株式会社あらい農産	埼玉県行田市大字 長野七千四百五十七番地	埼玉県行田市大字 下須戸字八反田百二十二番	二、三四九
株式会社はせがわ農園	埼玉県行田市大字 谷郷三百八番地一	埼玉県行田市大字 中里字道下百八十九番	二、二四一

前島 喜一	小島 栄司	川鍋 和人	會田 正	吉澤 明雄	山中 哲大	有限会社モリシ ゲ物産	茂木 忠	野村 正幸	小林 秀康	河野 茂夫
埼玉県春日部市水 角九百五十三番地	埼玉県春日部市米 崎四百十八番地	埼玉県春日部市水 角四百七十九番地	埼玉県春日部市東 中野二百九十一番 地一	埼玉県加須市上高 柳九百三十七番地	埼玉県加須市大越 二千十七番地	埼玉県さいたま市 大宮区桜木町二丁 目百八十二番地の 二	埼玉県行田市大字 前谷千七百三十六 番地	埼玉県行田市大字 荒木三千六百十五 番地	埼玉県行田市大字 斎条三百一十一番地一	埼玉県行田市大字 真名板千二百七十 六番地
埼玉県春日部市水 角字立道八百七番 ほか七筆	埼玉県春日部市米 崎字仲田二百十三 番一ほか一筆	埼玉県春日部市水 角字茨島四百三十 三番ほか一筆	埼玉県春日部市飯 沼字大名五百八十 七番ほか十二筆	埼玉県加須市上高 柳字柳下七百二十 五番一ほか二筆	埼玉県加須市大越 字西町三千七百三 十四番ほか四十九 筆	埼玉県秩父市下吉 田字暮坪九千四百 四十九番	埼玉県行田市大字 前谷字前田六百四 十一番ほか一筆	埼玉県行田市大字 荒木字郷地裏三千 六百七十一番ほか 十四筆	埼玉県行田市大字 中里字道上百三十 二番ほか二筆	埼玉県行田市大字 真名板字中郷九百 四十一番一ほか十 六筆
一三、六六四	二、八三三	一、九七〇	一二、八八〇	三、五二六	一三二、二二四	一、七〇〇	二、〇〇〇	九、〇九六	五、九一四	一〇、六三八

鈴木 勝男	川島 昇	株式会社ヤマザ キライス	ひびきの農産株 式会社	木村 保	飯野 泰司	小森谷 晃	小島 秀文	有限会社神扇農 業機械化センタ ー
埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字佐左エ門 五百二十四番地	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字才羽八百 十二番地	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字才羽八百 十五番地	埼玉県本庄市早稲 田の杜一丁目十四 番一号	埼玉県本庄市児玉 町入浅見九百十三 番地一	埼玉県児玉郡美里 町大字広木千七百 十九番地	埼玉県比企郡川島 町大字白井沼二十 番地	埼玉県比企郡川島 町大字平沼九百九 十九番地	埼玉県幸手市大字 神扇千五百七十番 地
埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字才羽千二 百十六番ほか十筆	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字才羽七百 二十三番	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字才羽百五 十番一ほか七筆	埼玉県児玉郡美里 町大字古郡字志戸 川八百四十番一ほ か十三筆	埼玉県児玉郡美里 町大字古郡字志戸 川八百四十番一ほ か十三筆	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字利元 田八百十五番	埼玉県比企郡川島 町大字平沼字平沼 前三百五十九番二 ほか十九筆	埼玉県比企郡川島 町大字平沼字中九 百十九番一ほか七 筆	埼玉県幸手市大字 神扇字天神前二百 五十九番一ほか八 筆
一九、 四五六	六六六	一五、 四九三	一九、 八八三	一九、 八八三	一、 三三六	一六、 七〇一	五、 八〇六	一九、 二二一

二 申請年月日

平成二十八年十一月二十五日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成二十八年十二月二日から平成二十八年十二月十六日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告 示

埼玉県告示第千五百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業山田地区（区画整理事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十八年十二月五日から

平成二十九年一月十日まで

二 縦覧場所

滑川町役場

告 示

埼玉県告示第千五百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

所沢都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、所沢市街づくり計画部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年十二月二日から平成二十八年十二月十六日まで

告 示

埼玉県告示第千五百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称
草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域
草加都市計画区域の区域
- 三 都市計画の変更の案の縦覧場所
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、草加市都市整備部都市計画課、八潮市都市デザイン部都市計画課、三郷市まちづくり推進部都市デザイン課

四 縦覧期間

平成二十八年十二月二日から平成二十八年十二月十六日まで

告 示

埼玉県告示第千五百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

深谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

深谷都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所、深谷市都市整備部
都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年十二月二日から平成二十八年十二月十六日まで

告 示

埼玉県告示第千五百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

寄居都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

寄居都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所、寄居町都市計画課、
深谷市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年十二月二日から平成二十八年十二月十六日まで

告 示

埼玉県告示第千五百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

所沢都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

所沢市大字北秋津、大字上安松の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、所沢市街づくり計

画部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年十二月二日から平成二十八年十二月十六日まで

告示

埼玉県告示第千五百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

草加都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

三郷市花和田、谷口の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、草加市都市整備部都市計画課、八潮市都市デザイン部都市計画課、三郷市まちづくり推進部都市デザイン課

四 縦覧期間

平成二十八年十二月二日から平成二十八年十二月十六日まで

告示

埼玉県告示第千五百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

深谷都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

深谷市榛沢の一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所、深谷市都市整備部

都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年十二月二日から平成二十八年十二月十六日まで

告 示

埼玉県告示第千五百五十三号

川口市から川口市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百五十四号

川口市から川口市計画画駐車場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百五十五号

川口市から川口市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百五十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
放置駐車違反管理システムコンビニ収納対応改修及びデータ抽出業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年10月12日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
42,433,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第1号に該当

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 両神小鹿野線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>字沼里七九六七番一地先まで</p>	<p>秩父郡小鹿野町両神薄字沼里七九 八九番一地先から同郡同町両神薄</p>	<p>区 間</p>
<p>一二・二一〇 二七・〇九</p>	<p>一〇・八二〇 一五・九六</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一四七・二〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>社会資本整備総合交付 金(改築)整備工事(沼 里工区)</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

路線名	両神小鹿野線
供用開始の区間	秩父郡小鹿野町両神薄字沼里七九八 九番一地从り同郡同町両神薄字沼 里七九六七番一地从りまで
供用開始の期日	平成二十八年十二月二日
備考	平成二十八年十二月二日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示十二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一四七・二〇メートル

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上里鬼石線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
里字精進場四一八番七地先まで	見玉郡神川町大字新里字精進場四二八番六地先から同郡同町大字新	区 間
一〇・八〇 一八・五〇	一〇・八〇 一一・七〇	敷地の幅員 (メートル)
	三九・五〇	延 長 (メートル)
	バス停周辺整備工事による。	備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

<p>上里鬼石線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>児玉郡神川町大字新里字精進場四二 八番六地先から同郡同町大字新里字 精進場四一八番七地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十八年十二月二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年十二月二日 埼玉県本庄県土整備事務 所長告示第九号で告示した 道路予定区域の供用開始 である。 延長三九・五〇メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年十一月七日

指令川建セ第二八〇〇三六〇号

二 検査済証番号

平成二十八年十一月二十八日

川建セ第二八〇〇五〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字新道一八一六番十一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字水房二百四十五番地四

武内 香樹

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年八月二十七日

指令川建セ第二七〇〇三八〇号

二 検査済証番号

平成二十八年十一月二十八日

川建セ第二八〇〇四九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字西打越五千百四十一番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北足立郡伊奈町大字大針四百八番地三 クラージュA二〇二二

大谷 功治

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年十一月二十一日

指令川建セ第二八〇〇二八一号

二 検査済証番号

平成二十八年十一月二十九日

川建セ第二八〇〇四八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目六百六十四番五百十二、八百五十三番百六十

一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市富士見二丁目十一番八号

株式会社 大成住宅 代表取締役 鈴木 孝

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十八年十一月二十八日

指令越建セ第二八〇〇〇六一号

二 検査済証番号

平成二十八年十一月二十九日

越建セ第三二二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中四十八番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県越谷市大字大泊八百七十一番地一 センチュリープラザB二〇三

岩本 大介

告 示

埼玉県公営企業告示第五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
高速液体クロマトグラフ質量分析計の購入その2 3台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1)埼玉県企業局大久保浄水場総務担当
埼玉県さいたま市桜区宿 618
 - (2)埼玉県企業局庄和浄水場総務担当
埼玉県春日部市新宿新田 100
 - (3)埼玉県企業局吉見浄水場総務担当
埼玉県比企郡吉見町大和田 198
- 3 落札者を決定した日
平成 28 年 10 月 12 日
- 4 落札者の氏名及び住所
有限会社サンズコーポレーション 代表取締役 深澤 弘
埼玉県さいたま市緑区大字大間木 17 番地 3
- 5 落札金額（税抜）
 - (1) 埼玉県大久保浄水場分
金 17,850,000 円
 - (2) 埼玉県庄和浄水場分
金 17,850,000 円
 - (3) 埼玉県吉見浄水場分
金 17,850,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 28 年 8 月 19 日

告 示

埼玉県病院事業告示第七十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

心電図検査システム 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年3月17日

(4) 納入場所

埼玉県熊谷市板井1696

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を

受けている者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、
入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 福森・松丸

電話048-830-5988（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問
合せ先

〒360-0197 埼玉県熊谷市板井1696

（埼玉県立循環器・呼吸器病センター内）

埼玉県病院局経営管理課 県立病院施設計画担当 町田

電話048-536-9900（内線2542） ファクシミリ048-536-9920

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情
報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会の有無

無

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成29年
1月12日 午前10時00分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年1月11日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成29年1月12日 午前10時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成28年12月19日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年12月5日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ
提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electrocardiogram testing system

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., January 12, 2017 (bidding by registered mail must be received
by 5:00 p.m., January 11, 2017)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5988

雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）
第五十六条第七項の規定により、平成二十八年十月に収去した飼料等の試験結果の
概要を次のとおり公表する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
エナーゼ産業株式会社 埼玉県長瀨町	同左	混合飼料	ビターゼ	28.10	重金属－カドミウム、鉛 ひ素	無
		混合飼料	ビターゼ145	28.9	重金属－カドミウム、鉛 ひ素	無
株式会社サナ 埼玉県本庄市	同左	混合飼料	SANA-ニューバイオサン・CS	28.8	重金属－カドミウム、鉛 ひ素	無
三和農工株式会社 埼玉県本庄市	同左	配合飼料	マルサン人工乳アフターP 配合飼料	28.10	重金属－カドミウム、鉛 ひ素	無
		配合飼料	マルサン種豚用14号配合 飼料	28.10	重金属－カドミウム、鉛 ひ素	無
		魚粉	65%フィッシュミール	28.10	重金属－カドミウム、鉛 ひ素	無
三幾飼料工業株式会社 草加工場 埼玉県草加市	同左	魚粉	60%フィッシュミール	28.10	重金属－カドミウム、鉛 ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験結果の概要	違反の有無及 び違反の内容
エナーゼ産業株式会社 埼玉県長瀬町	同左	ビターゼ	28.10	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維 粗灰分	無
		ビターゼ145	28.9	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維 粗灰分	無
株式会社サナ 埼玉県本庄市	同左	SANA-ニューバイオサン・C S	28.8	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維 粗灰分	無
三和農工株式会社 埼玉県本庄市	同左	マルサン人工乳アフターP 配合飼料	28.10	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維 粗灰分	無
		マルサン種豚用14号配合 飼料	28.10	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維 粗灰分	無
		65%フィッシュミール	28.10	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無
三幾飼料工業株式会社 草加工場 埼玉県草加市	同左	60%フィッシュミール	28.10	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「**規**」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。